

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規則において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員が、その職務のため、理事会、監事會、評議員会、三役会に出席したときは、報酬として1回2,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 役員が、本会職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、事務局職員の額に準ずる。

(公表)

第6条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。